

○南箕輪村環境基本条例

平成13年 9月21日

条例第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり村民が健全で安全、かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境保全上の支障原因となるおそれのあるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭等によって人の健康が損なわれ、快適な生活が阻害されることをいう。
- (3) 環境基準 人の健康を保持し、環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恩恵を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

(村の責務)

第4条 村長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行なうに当たっては、公害の防止対策及び自然環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにしなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源又は環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策等

(施策の基本方針)

第7条 村は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 公害がなく、人の健康を保護し、村民が安心して居住できる生活環境を保全すること。
- (2) 水、緑等が豊かである自然環境を保全し、かつ、水、大気、土壌等を良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させること。
- (3) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつ、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした快適な生活環境を創ること。

(環境基本計画)

第8条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び指針
- (2) 環境の保全に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 村は環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活等に係る環境配慮)

第10条 村は、事業者及び村民が自らその事業活動及び日常生活に係る環境への負荷の低減について配慮するよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第11条 村は、村民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、活動を行う意欲が増進されるよう、環境教育及び環境学習の推進に努めなければならない。

2 何人も、あらゆる機会を通じて環境の保全に関する正しい知識の習得に努めなければならない。

(情報の提供)

第12条 村は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(状況の把握)

第13条 村は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な調査等を行うよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する必要な事項を調査、審議するため南箕輪村環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第15条 審議会は、この条例において審議会の意見を聴くこととされているもののほか、自然環境保全、公害対策、廃棄物の減量化その他環境の保全に関する事項について村長の諮問に応じて調査、審議するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会議員 1人
 - (2) 識見者 10人以内
 - (3) 公募委員 2人以内
- (任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第19条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第20条 特別の事項を調査研究する必要があるときは、審議会に特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は、環境について識見を有する者等のうちから村長が任命する特別委員20人以内で組織する。
- 3 特別委員会に、委員長及び副委員長を置き、特別委員が互選する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 特別委員会は、必要と認めるときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

第4章 補則

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月19日条例第14号）
この条例は、公布の日から施行する。